

## 【基調講演 1】

## 先進諸国の年金改革から得られる政策的意義

アメリカ ブルッキングス研究所主席研究員 ゲイリー・バートレス

本日は、先進国における年金政策の話をする予定です。特に、先進国において、高齢化のために起こっている深刻な問題に焦点を当てて、どのように政策的に対応しているかを申し上げます。今、島崎副所長が 12 の問題を提起してくださいました。これらの問題提起については、それぞれ分厚い論文もしくは 1 冊の本を書かないと対応ができないほど深刻な問題ですが、本日は、このうちのいくつかについてお話をさせていただきたいと思います。

先進国の多くの国々では、高齢化は社会にとっての脅威であると感じられています。すなわち、総人口に占める退職者の割合が増大することになれば、過度の負担を現役の労働者や雇用者に及ぼすことになり、それが社会経済に何らかのマイナスの影響をもたらすのではないかという意味で脅威として受け止められています。なぜかといえば、年金や高齢者の医療保険の財源は、その多くを労働者や雇用者に依存しているので、給付額を大幅に削減しない限り、税金や公債は持続できない水準まで増大し、その結果利子率の上昇や可処分所得の減少を招き、設備投資や消費が減少して、社会経済に影響を及ぼすと皆考えているわけです。

このような考え方を理解しつつも、本日は 3 つの基本的なメッセージを申し上げます。

第 1 のメッセージは、高齢化の意味合いについてです。これは深刻な問題ではありますが、皆さんのが日ごろ考えているほど深刻ではないということです。確かに、先進国の高齢化が進んでいることは事実です。ということは、今後、私たちはより多くの高齢者を公的な年金で扶養して、高齢者の健康を維持するために高齢者医療保険を提供していくなければなりません。それは事実ですが、人口転換により高齢化が始まり、さらにそれが少

子高齢化に進むというトレンドがあるからこそ、同じ理由で私たちが扶養しなければならない子供や仕事を持っていない若年成人などの扶養人口が減るわけです。このような人たちも被扶養者として支援が必要ですが、将来は、子供あるいは若年成人の扶養の負担は減りますから、部分的にはありますが、私たちが高齢者をサポートする際にかかる負担をある程度相殺することになります。

第 2 のメッセージは、社会保障負担に関わることについてです。児童に関する扶養の負担は下がるとはいっても、世界の先進国においては間違なく高齢者向けの負担は増大します。ということは、国の予算を圧迫することになりますが、これに対する対応は 3 つ考えられます。第 1 は、保険料を引き上げる、あるいは拠出額を拡大するということです。第 2 は、給付額を下げるというものです。この場合、いわゆる前期高齢者については支払わないという方法もあります。第 3 は、高齢者あるいは非高齢者が働き続けられる奨励策を講じるということが考えられます。なお、先進国においては、公的な年金制度を賦課方式から積立方式に移行するという対応が提案されていますが、このような変更を行ったとしても、それが短期的にしろ、中期的にしろ、高齢者扶養の負担を下げる効果はないものと思われます。

第 3 のメッセージは、公的な年金制度の支給開始年齢に関わることについてです。意外なことです、日本を含む多くの先進国においては、既に高齢化の問題に取り組み始めています。取り組み始めた結果として、公的年金制度とこれに関連する諸制度を改正しているのです。例えば、在職老齢年金においては、労働所得が増えることに伴って給付が減額される程度を緩和することにより、労働に対するインセンティブを与えて、高齢にな

っても働き続けるように促す仕組みにしています。ただし、どの先進諸国でも同年齢者の中で、通常の定年の年齢で退職した人向けの平均的な給付を下げています。同時にどの国でも、受給資格が得られる年齢の支給開始年齢よりも後まで年金受給を繰り下げる給付額が上がる制度となっています。ここで、OECDの数字で老齢年金の所得代替率というものがありますが、これは今後一部の先進国では、約30%の水準まで下がることが予想されています。なぜこうした事態が起こるのかという理由の1つは、引退するメリットを少なくして高齢者が働き続ける方向に導くことが、年金改革に組み込まれているからです。既に年金改革を始めたイタリアやイギリスではこうした事態が起こっているのですが、マスコミ、有権者、政策立案者も、これだけ大型の政策変更が既に実施され、法制化されているという先進国の事実に十分に気が付いていないようです。

さて、3つの点を概観したので、第1の点に戻って詳しく考察したいと思います。先ほど冒頭に申し上げたとおり、高齢化は言われているほど深刻な問題ではないということです。確かに、高齢化とこれが進んだ少子高齢化は先進諸国で注目されていますし、特に日本、イタリア、スペインでは、大きな話題になっています。なぜかといえば、平均年齢が最も上昇しているとともに、出生率も最も低いからです。その上、日本とイタリアについては、出生率が低下しているだけではなく、寿命も伸びています。しかし、一番心配なのは、日本の皆さんにとって狭い視野をお持ちになって高齢化だけを考えていることです。高齢化が進むことは、高齢者を扶養しなければいけないことが問題だと、狭義に考えています。あるいはもっと狭い考え方で、高齢者の消費のために使われる財源のことを考えています。年金あるいは高齢者の医療保険、そして介護保険にかかる財政面だけを考えていることが、その原因にあります。

ところで、我々が社会として扶養しなければならないのは高齢者だけではありません。それ以外にも働いていない扶養者がいます。子供たち、あるいは労働力年齢でありながら賃金収入を得る仕

事をしていない人がいます。もちろんこのような労働力年齢で非就労者であったとしても、例えば資産から得られる所得があるかもしれませんし、それ以外の貯金があるかもしれません。けれども、このように働いていない非高齢者、成人で働く年齢であるにもかかわらず働いていない人々は、現役労働者の扶養を受けています。政府移転支出を受けているとすれば税が財源になっています。あるいは私的な扶養を受けているのであれば、これは大半の子供がそうですけれども、家計内の所得の移転ということになります。ですから、この場合の扶養の財源として公的年金あるいは保険料や税だけに焦点を当てて、家族の中で提供している扶養を無視することは間違っていると思います。例えば、私の収入ですけれども、年金や医療保険に15%ほど積み立てています。一方で、私の収入のおよそ20%を教育費にかけて、末の息子が大学に行くことができるようになっています。また、上の息子もいますのでさらに20%ほど教育費をかけています。2人の子供ではなくて、1人しか子供がないなかったとすれば、この子供たちを扶養するためのコストはここまで大きくかからなかつたはずです。

ある時点における高齢化による負担は2つの要素で決まります。1つは、私たちが異なる年齢の人たちに対してどれだけの支援を提供するか、もう1つは、それぞれの世代において、労働あるいは資産からの所得を、自らの扶養のためにどれだけ稼得しているかということです。

この点について、図1と図2が参考になります。これは、異なる年齢の成人が労働によって、もしくは保有する資産によってどれだけの収益をあげているか、また政府の賦課方式のもとでどれだけ移転支出を受けているかを示しております。図1は、私がデータを得ることができた4つの豊かな国、フィンランド、ドイツ、イギリス、アメリカから推計したグラフです。残念ながらこれに関する同じデータは日本についてまだ集めることができますので、日本の社会保障制度を反映したものにはなっていません。まず、左側の棒グラフが、要素所得、すなわち労働と資産から得られ

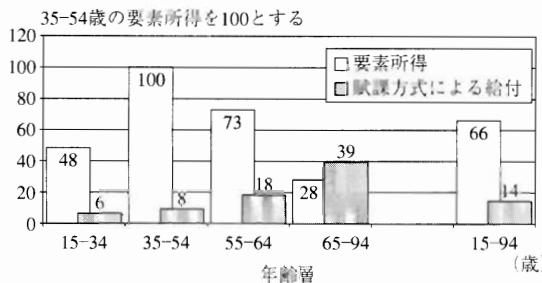


図1 年齢別にみた要素所得と賦課方式による給付のパターン

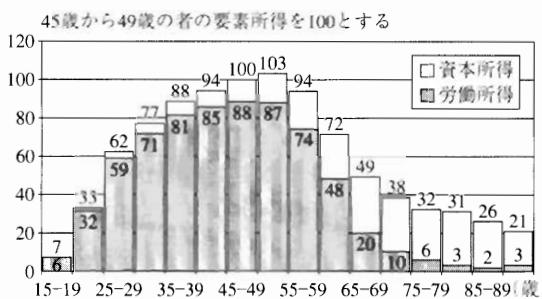


図2 アメリカにおける年齢区分別要素所得

る所得で35歳から54歳の人たちが稼得して得ているものを基準(100)にした相対的な数値です。35歳から54歳が、一番収入が多いので、これを基準にしています。ここで、参考のために、アメリカの要素所得について、労働と資産から得られる所得がどのように年齢別に分布しているかを示したもののが図2です。

一方、図1の右側の棒グラフは、政府の移転支出で、35歳から54歳の人たちが得ている要素所得に対する相対的な値です。付加価値税は高齢者の消費にも課税されますが、社会保険の占める割合はこれら4ヵ国では大きいので、政府の移転支出は主に現役世代に対する負担で賄われているという意味で、賦課方式とみなすことができます。図1の一一番右側の2つの棒グラフを見ると、35歳から54歳の人たちの要素所得に対して、収入は66%となっています。一方で、14%は政府からの移転支出という形で受け取っています。ということは、この移転支出のための負担は21%(66分の14)になります。当然高齢化が進めばもっと

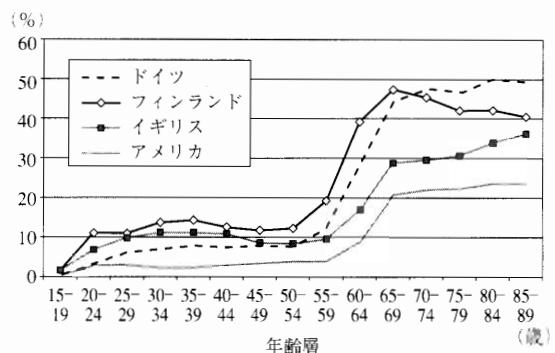


図3 各国別・年齢別の移転支出(45歳から49歳の要素所得を100とした場合の移転支出の比率)

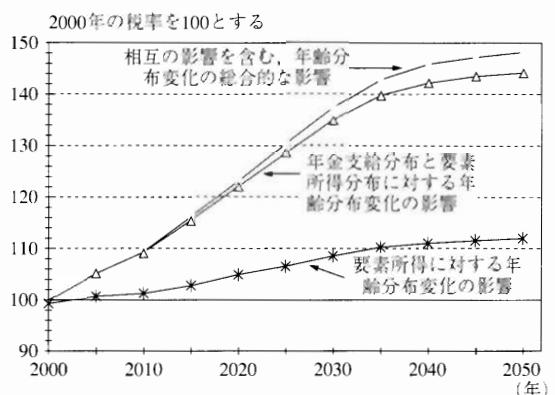


図4 賦課方式による移転支出を賄うための税率に対する高齢化の影響

高齢者が増えますから、移転支出は大きくなり、要素所得は小さくなります。ということは、当然扶養の負担は大きくなります。

図3は、5歳ごとに区分した年齢階層ごとの移転支出の比率を縦軸にとり、先ほど申し上げた4ヵ国で、政府からの移転支出が国ごとにどのように違っているかを示したものです。フィンランドやドイツは、高齢者に対して寛大な扶養を提供しております。ということは、高齢者に対するサポートが大きい訳ですから、賦課方式のもとでは、負担は一層大きくなりますし、高齢化が進めば進むほど、このような国々ではさらに負担が大きくなります。

図4は、先ほどの4ヵ国の平均でみて、このよ

うな移転支出に対する負担が、高齢化という年齢構成の変化によって今後どのように変化していくか推計した結果を示したものです。要素所得と政府からの移転支出の年齢分布が先ほどの図1から変わらないという前提で考えた場合、要素所得にかかる扶養のための税あるいは保険料は、労働者の賃金の21%から32%に上がることになります。ということはだいたい50%の増加率になります。保険料率として2000年のものに比べると、いずれこれだけ多く払うことになるだろうということです。この増分のうち4分の1については、より多くの成人が以前ほど多くの要素所得を得ることができないほど高齢になったから起こるのであって、4分の3については、より多くの人たちがより大きな移転支出を受ける年齢層に入ることから起こります。繰り返しますけれども、今ご紹介した計算の前提は、要素所得の年齢分布は向こう50年間全く変わらないという前提であり、また、政府からの移転支出に関しても変わらないという前提です。唯一今後半世紀で変わるという前提になっているのは、年齢構成だけです。すなわち、高齢化が進むという変化があるということです。ただ、今程申し上げましたような前提は、確実に変わり得るということにも留意しておく必要があります。

例えば、要素所得の年齢分布も、先ほど述べた年金改革において労働へのインセンティブを与えることが課題となっていることと関連して、おそらく今よりもっと高齢になるまで働き続ける場合が多くなる可能性があります。その際、高齢者の経験や能力が労働市場で評価されるとすれば、高齢になれば、それだけ収入、給与も大きくなる可能性があります。また、収入、給与が増加して引退までの期間が延びれば、より多くの貯蓄ができるため、資産からの所得も増えるでしょう。このような変化は、平均余命の伸びよりもこうした高齢者の所得の伸びの影響が上回るとすれば、おそらく年金給付額の総額は減る可能性があります。言い換えれば、移転支出に関しても、高齢者向けのものはそれほど大きくはならない可能性があります。ですから4カ国平均で見た推計の前提とは

言いましたけれども、これがその通り続かない場合があることについては留意しておく必要があります。この推計の意図は、高齢化あるいはそれが進んだ少子高齢化という年齢構成の変化を取り出して、その影響を見ることにあるということを申し添えておきたいと思います。

ところで、同じような推計を日本について計算することができませんでした。それは、これら4カ国と同様のデータが、日本については私の手元に揃っていなかったからです。ただし、もう少し簡素なアプローチを使うことによって、日本の扶養の負担を違う前提のもとで考えてみました。例えば、日本における所得が全部賃金だったと仮定します。資産を除いて賃金だけの所得だと考えた場合に、賃金のうちどれだけの部分を働いていない人の扶養のために使わなければいけないのか。これは異なる年齢群の中の非就労者に対してどれだけの支援を提供するかによって決まります。

図5では、成人と比較して子供にどれだけコストがかかるかを示す指標として、子供を扶養する費用が高齢者を扶養する費用に対して占める割合(図5、右の欄の $\alpha$ )をいろいろと変えてみた場合に、子供と高齢者の扶養全体を一時点での賃金に対する負担賦課の比率(図5、縦軸)がどのような値をとるか推計してみたのです。子供の扶養のコストが安い場合、例えば成人の扶養の10%しか子供にはお金がかからないと想定した場合、一番下のラインになります。一方で子供の扶養のコストが大きい場合、すなわち、

扶養負担を賄うための賃金に対する租税・保険料負担の割合

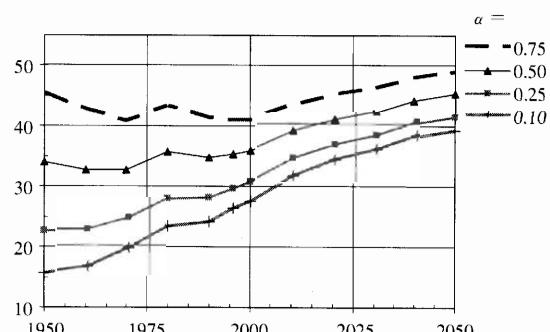


図5 日本における扶養負担

子供であったとしても成人の扶養の75%もかかるということを前提とした場合には、一番上のラインとなります。日本がこれまで経験した状況は、このようなものです。

このチャートは、日本における非労働者のための扶養の負担について、1950年から2050年までを示したもので、1950年から2000年までは過去の部分になります。そして2000年から2050年についてはこれから先の予測になります。扶養の負担は代替的な前提、つまり子供の養育と高齢者の扶養にどれだけかかるか、この前提が大人の10%だけで済むか、あるいは大人の75%かかるというように場合分けしてみたならばどのようになるかを示したもので、ただし、2000年から2050年までの人口については国立社会保障・人口問題研究所の2002年1月将来推計人口（中位推計）を使い、また将来の日本の労働参加率は変わらないという前提で、向こう50年の予測を立てています。

ここで、2つ申し上げたいことがあります。高齢者の増大による負担が延々と大きくなり続けるという恐ろしい予測が当てはまるのは、子供の扶養があまりかからない場合です。一方で子供の扶養のコストが相当かかる場合には、扶養の負担は増えますが、増大幅はそれほど大きくはありません。なぜかといえば少子化が進んでいるからです。つまり子供を扶養するためのコストが相当かかる場合、扶養の負担は増えますが、その増え方の幅はそれほど大きくないということです。

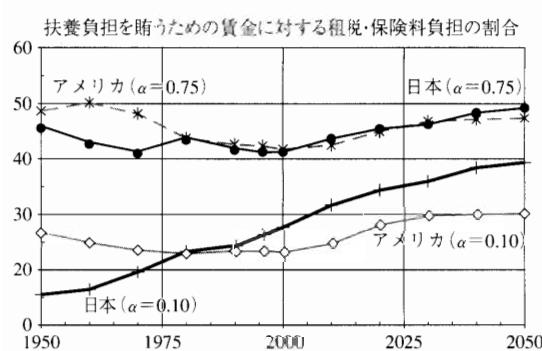


図6 アメリカと日本における扶養負担

図6は、扶養負担の日米比較です。この際、児童扶養の相対コストに関して2つの極端な前提を置いています。下の方では子供の養育が非常に安価にできるという前提に基づいています。この場合、皆様方がよく見慣れた結果が出てくるかと思います。日本における扶養の負担はアメリカよりもより早く、より大きく伸びるということです。これに対して、上のほうに2本の線がありますが、これらの線で示した推計の前提は、子育てに関して、実際成人を扶養するのと比較して4分の3のコストがかかるということです。すなわち、高齢者であれ非高齢者であれ、そちらとの比較で4分の3ということになります。意外にも、この前提のもとでは、高齢者と子供など扶養する必要がある人々を扶養するための扶養負担の増加は、日本でもアメリカでも同じレベルだということがわかります。少子高齢化が進む日本では、より多くのリソースを高齢者扶養のために費やすことになるのに対して、アメリカは、高齢化しつつも子供や若年人口が同時に増えているために、児童あるいは未就労若年成人の扶養のために財政的な資金を費やすわけです。ただし、どちらの国も賃金の比較でその比率をみると、非就労、被扶養者を扶養するためのパーセンテージはほぼ同じであることがわかります。このような考察から、扶養する人々の社会全体での負担は同様の水準にあるとしても、社会保障制度体系から見ると、明らかに2ヵ国で直面する課題が違うということがわかります。高齢者の扶養は、日米両国において、主として公的プログラムを通して行われます。すなわち税金や社会保険料を徴収して行うということです。これに対して、児童の扶養あるいは未就労の若年成人に対しては教育費や生活費の援助など家計内のやりくり、すなわち私的な所得移転でやります。ただ先ほど申し上げましたとおり、このような家計内のやりくり、私的な所得移転にしても、国全体の要素所得の一部がこれに充てられているという意味で、負担が生じているということです。無料でできるというわけではありません。

それでは次に、より広範な国際比較に目を移したいと思います。ここでは、老年従属指数を見て

みたいと思います。この指数は老人人口すなわち65歳以上の人口の、生産年齢人口（20歳から64歳）に対する割合というOECDの定義を使った老年従属指数を見ていきたいと思います。図7は、OECDの予測でG7諸国の指数を示したものです。皆さんご存じだと思いますけれども、日本がG7のなかで2番目に高い指数となっています。この指数が一番高いのはイタリアです。そして、OECDでは2050年までのこの指数の伸びを推計していますが、その結果の2050年の値を見ても、1位がイタリアで、日本は2位になります。

冒頭で申し上げましたように、実際の扶養負担額を左右する方法としては3つあります。すなわち老年従属指数がこれから高まると考えた場合には3つあるわけです。1つは、保険料率を引き上げるということです。2つ目は、例えば算定式を変えることによって支給額を引き下げることがあります。あるいは支給開始年齢を引き上げることもありますもあるでしょう。そして3つ目ですが、人々に対して雇用を奨励するということです。これによって支給のための税や社会保険料などの負担賦課の基盤を拡充することができます。

OECD諸国は既にこの3つの措置を採っています。意外にもその中で一番焦点が当たっているのは、将来の退職者に対する支給額の引き下げと

いう方策です。図8は、OECDが2003年に公表したG7諸国2000年と2050年の年金支出を比較したものです。まず、イギリスとイタリアにおいて、公的年金の支出は対国民所得比率において減少するだろうと予想しています。日本においても、公的年金支出は対GDPの比率で7.9%から8.5%という微増にとどまっています。この伸びですが、日本の老年従属指数の伸びと比べると非常に小さいものです。どういう状況になっているのでしょうか。1つ言えることは、各国政府は将来の退職者に対する支給金額の引き下げを既に実施済みだということです。例えば、スライド計算式で物価あるいは手取り賃金とリンクした計算式に変更しているとか、あるいは満額支給年齢を引き上げるとか、あるいは年金計算に使われる勤続年数を引き上げるといった措置を探っています。日本、イタリア、フランス、ドイツ、アメリカ、イギリスはこういった措置を1つあるいは複数採っているという状況にあります。

これによって、将来の平均年金金額の将来の平均賃金比率に対する比率（所得代替率）が下がることになります。図9は、OECDの予測で、G7各国において、どれだけこの比率が下がっていくかということを示したものです。ここで特に注目していただきたいのは、今後引き下げる幅が最も大

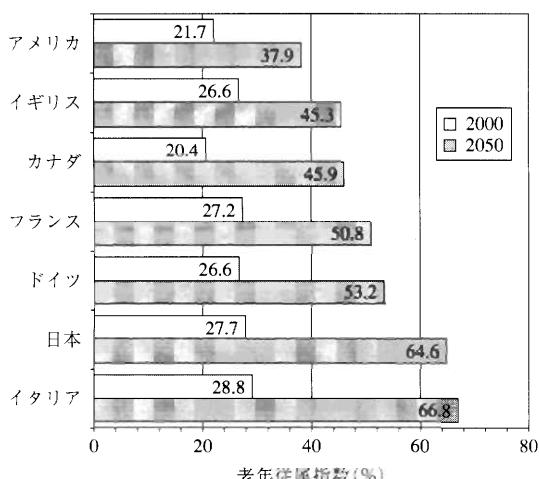


図7 G7諸国における2000年と2050年の老年従属指数

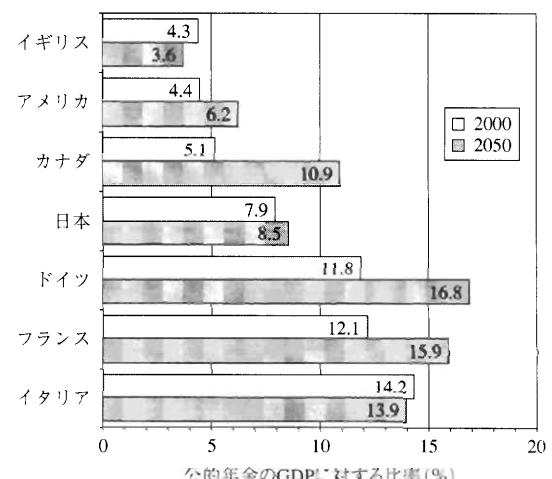


図8 G7諸国における2000年と2050年の年金支出の比較

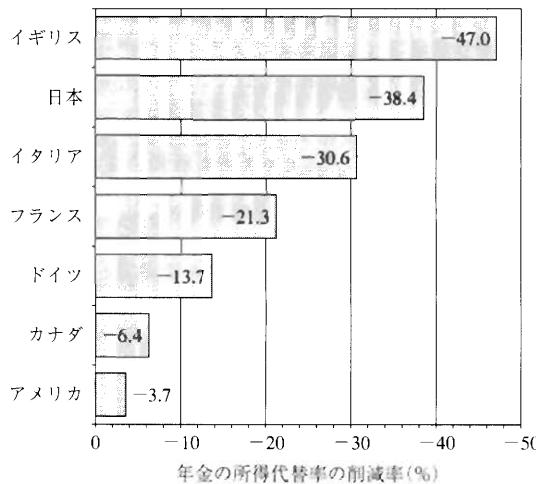


図9 G7諸国における2000年から2050年における年金給付の賃金比率(所得代替率)でみた年金給付額の削減率

きくなる国というのは、既にこのような年金改革を実施する法律を制定している国ということになりますが、それはイギリス、日本、イタリアの3ヵ国です。

ただし、ここには注意を要する点があると思います。すなわち、平均賃金との比率において年金を大きくカットすることの危険性です。その1つとして指摘できることは、高齢者の所得格差は若い人々よりも大きいという点に留意してみると、平均的に見た所得代替率が低下することは、高齢者における相対貧困率が上がるという落とし穴があるということです。実際に高齢者における貧困率の国際比較をしてみると、先ほどもお話しした給付引き下げ幅がOECD諸国では最も大きいグループの国々、イギリス、日本、イタリアでは、図10のとおり、既に貧困率が高い状況にあります。それでもなお給付を引き下げるとなると、貧困層の近くにいる人々の状況がより悪くなる可能性があります。したがって、支給の引き下げの仕組みを慎重に実行しなければならないと思います。また、国によっては、公的基礎年金に関して資産調査の導入を考えている国もあります。カナダあるいはイギリスなどがそうです。これもまたデメリットがありますが、ディスカッションの時にお

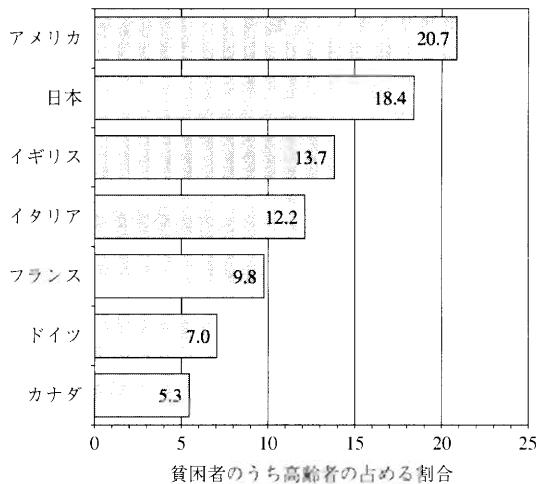


図10 G7諸国における高齢者の貧困率(1992-1997)

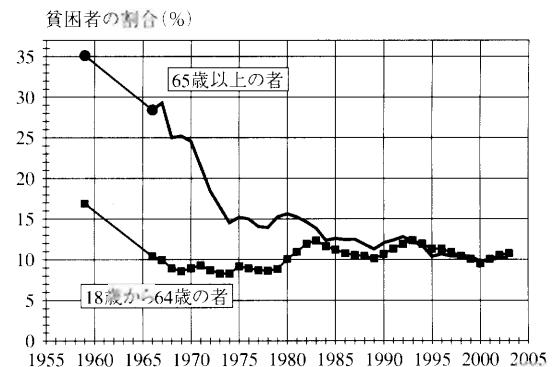


図11 アメリカにおける高齢者及び非高齢者の貧困率(1959-2003)

話しえべきだと考えております。

高齢者の貧困が増大すると、20世紀後半の社会保障政策の偉大な成果の1つが失われるということにもなりかねません。アメリカの高齢者の貧困率をご覧いただきたいと思います(図11)。ここに2つの貧困線が載っています。1959年には、特に65歳以上の高齢者の貧困線は、若い人々、18歳から64歳の人々の貧困線の倍ありました。ところが1990年代になりますと、この両者の間で違いがほとんど無くなり、同じパターンになっています。ほとんどのOECD諸国においても、第二次大戦後貧困のギャップが高齢者と非高齢者

の間で縮まってきています。これはまさにすべての先進国における社会保障政策の成功のおかげだと思います。ところが、多くのOECD諸国において、公的年金の支給額を大幅に削減することになると、このような社会保障の歴史的成果が非常に大きな危険にさらされることになります。

もう1点ですが、多くのOECD諸国において、年金制度やこれに関連する制度にインセンティブを導入して引退年齢を延長するように奨励しています。例えば日本において労働参加率は25歳から44歳の女性において平均よりも低い状況ですので、この部分の労働参加率を上げるためのインセンティブを付与することが考えられるでしょう。

図12は、私が想定した予測ですが、日本において労働参加率を増加させた場合どういうインパクトがあるのかということです。上の線は、児童ならびに高齢者、高齢者扶養者のための賃金に対する保険料率（アメリカでは給与税と呼ばれる年金負担）がどれだけ必要かを表しています。まず、比較の基準として、2000年から2050年まで労働参加率が現在と変わらないことを前提とした場合があります。それに対して下の線ですが、このトレンドは2つの前提に基づいています。第1は、60歳以上の人々の労働参加率が、1950年から1970年の時期のように、一番高いレベルまで上昇するということを前提としています。このようになりますと早期退職というここ50年のトレンドのすべてが逆転されるということになります。

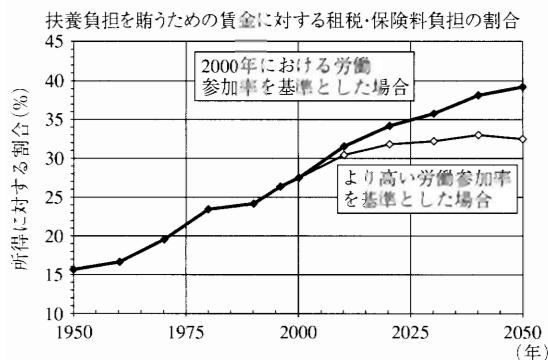


図12 日本における労働参加率の向上に伴う扶養負担

そして、第2は、日本の25歳から44歳の女性の労働参加率が現在のアメリカあるいはフランスのレベルと同じ参加率になるという前提をおいています。どちらの場合にも労働参加率は、2000年から2050年までの間ゆっくり上がっていくということを前提としています。労働参加率が日本において向こう50年にどれだけ上がるかといった点については、まったくあり得ない前提ではないと思います。もしこの前提が当たっているとすれば、高齢者を扶養するための負担賦課、すなわち年金の保険料率の引き上げ幅の半分以上が縮小できるということになります。すなわち働いていない高齢者あるいは児童を扶養する負担は上がりますが、その上がり幅は労働参加率が高まれば、より低く抑えることができるということです。

それでは結論です。今までお話しした点についてまとめ、積立勘定への移行についての提案に対する私の見解についてお話ししたいと思います。

第1点は、高齢化のトレンドは一般的に想定されるほど悲観的ではないということです。もちろん、高齢者を扶養するために、より多くの負担をしなければなりません。その一方で、例えば児童あるいは若年成人の支援、教育と訓練のための負担が減るということになります。

第2点は、より多くの高齢者を扶養しなければならない必要性は回避できないということです。実際にそのコストを左右する方法として、例えば支給額の引き下げを実施することや、引退の延長を奨励するようなインセンティブを付与することなどがあります。

第3点は、これらの政策変更は、各国の立法府において既に実施されているということです。日本の議会でも然りです。このままいけば、2050年の退職者は2000年に退職した人々と比べて、生涯所得に対する生涯年金受給額が小さくなります。ほとんどの国々は保険料率を上げ、高齢者をサポートしていくなければなりません。ただ、負担賦課を引き上げなければならない引き上げ率は、老年従属指標の伸びよりも遙かに小さいものに抑えられるでしょう。

多くの人々がより劇的な変化を求めてい

こともあります。国民年金に対して大きな改革を行うべきだという人々は、もし最低補償額の水準などを先ほど述べた高齢者の貧困率への影響などを考慮して慎重に決めるような努力を怠るとすれば、高齢者の扶養負担をさらに削減することにつながる考えを持っているということになります。また、その際に、賦課方式から積立方式に移転したらどうかという提案も合わせて議論されています。積立方式への移行の1つの案としてアメリカなどで議論されているものは、賦課方式を縮小し、その代わりに徐々に確定拠出部分を公的年金に組み入れて移行していくというものです。例えば、公的年金の一部に、個人の投資勘定あるいは退職勘定などを組み入れて、積立方式に移行するという提案があります。しかしながら、新しい積立勘定は短期的には高齢者の扶養負担を削減する効果はありません。そのようになるという主張は聞かれるかもしれません、既に年金給付を受けている人々に対する将来にわたる年金受給額の負担をどうするかという問題を捨象して、賦課方式の支給額を削減する一方で、部分的に積立方式の勘定部分を公的年金に組み入れて移行していくという改革案では、そのような効果はないと言えるでしょう。もしそのような給付の抑制効果を發揮したいのならば、公的年金の支給額は、賦課方式を見直して、積立方式を導入しようがしまいが、今後いろいろな措置を探って実際に高齢負担比率を削減していくなければなりません。その場合には、高齢者の貧困率の変化に留意しなければならないことは既に述べたとおりです。

これに対して、特に新しい積立方式を主張する主な根拠として、例えばこのシステムによって、国民貯蓄を増大させると言われております。これは、アメリカではよく主張されることですが、アメリカの貯蓄率が国際的に見て低い水準にあることを考慮すれば、非常に良いことだと思います。ただし、新しい積立年金制度になると、若年労働者に賦課方式の年金支給額が積立方式に移行すればするほど大幅に削減されるということを受け入れてもらわないので、政治的にはどうしても積立方式に何らかのメリットを付け加えることが必要だということになります。将来的に賦課方式部分と、退職勘定や年金勘定という個人に帰属する積立方式からなる公的年金制度を賄うことができるようにするためには、このような配慮や工夫が必要だということです。それでもなお、積立方式に移ったからといって、向こう25年あるいは40年に老人負担比率が下がることはありません。いろいろな試算表を見ても、むしろ高齢化に伴い賦課方式部分の年金保険負担（アメリカでは賃金に対する給与税）が上がること、さらにまた退職貯蓄勘定を賄うために必要な個人の年金負担が上がることから、現在の若年労働者の支出負担はむしろ上がる傾向にあるかもしれないことも指摘されています。ですから、現在提案されているような積立方式への移行は、向こう25年あるいは40年においてはそれほど大きな解決策にはならない、すなわち高齢者の扶養負担を削減する方向とはなり得ないということを、最後に指摘しておきたいと思います。